

行政の窓

地域材活用住宅等リフォーム促進事業

道産木材を利用して住宅等のリフォームを実施すると

最大 20万円分の商品券がもらえます

道内で生産・加工された木材を利用して住宅等のリフォームをされた方に、木材の利用量や施工面積に応じて、商品券を交付します。

【商品券を受け取ることのできる方】

道内の住宅、店舗、事務所などを個人で所有し、現在、居住又は利用している方です。

【交付対象となるリフォーム工事】

道内で生産・加工された木材を利用した住宅等の増改築、床・内装工事のリフォーム工事が対象です。

【申し込み方法など】

リフォーム工事を実施した工務店を通じ、必要書類を添えて、事務局（5月中旬に決定）に申し込むことが必要です。また、工務店を通さずに、直接申し込むことも可能です。

工事完成後、書類審査を実施し、商品券を交付します。

【商品券の交付額】

(1) 増改築

木材の利用量	交付金額（1棟当たり）
5㎡以上10㎡未満	60,000円
10㎡以上15㎡未満	130,000円
15㎡以上～	200,000円

(2) 床・内装工事

工事区分	交付単価（1㎡当たり）
① 床	3,300円/㎡
② 内装	2,300円/㎡

(1)、(2)を合わせて受付を受けることができます。ただし、受取額の上限は20万円です。

詳細は・・・

次のホームページで事業PRチラシを御覧ください。

5月中旬に商品券を取り扱う事務局を決定し詳細を公表する予定です。

(問い合わせ先)：林業木材課HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/chizai/H27rehome.htm>

林業木材課（代表）011-231-4111（内線28-455）

（直通）011-204-5492

※工務店の方へ 5月下旬から道内4箇所（札幌・旭川・函館・帯広）で事業説明会を開催する予定です。

（北海道水産林務部林務局林業木材課）